

出生届 - 記入上の注意

- ① 出生届の用紙は、A4 サイズの白コピー用紙をご使用のうえ記載例に従って記入ください。
 - ② 出生届のお子様の姓は日本の姓（日本の戸籍上の苗字）になります。
名については、フランスの出生証明書の名前と戸籍に記載する名前が違っていても構いません。例えばフランス側には「カミーユ 桃子」と届出たが、日本側には「桃子」だけにすることも出来ます。ただし、このように名が異なる場合には出生届の「その他欄」に次のように書いていただく必要がありますのでご注意ください。
(例) 仏側の出生証明書の名は、「カミーユ 桃子」と記載されているが、日本側には「桃子」と届出る。
なお、戸籍の氏名には「・」「-」「=」「、」等を使用することは出来ませんのでお書きにならないでください。
 - ③ 父母との続き柄：長女、二男、のように記入ください。
 - ④ 生まれたとき： 24時間制ではなく、12時間制で記入願います。昼の12時は午後0時、真夜中の12時は午前0時となります。
 - ⑤ 生まれたところ、住所：「フランス国バ・ラン県ストラスブール市ドーム通り5番地」のようにご記入下さい。郵便番号（67000, 54000 など）は記入なさらないで下さい。
県名の書き方（郵便番号の先頭2ケタ番号による）

25	ドゥー県	39	ジュラ県	52	オート・マルヌ県
54	ムルト・エ・モーゼル県	55	ムーズ県		
57	モーゼル県	67	バ・ラン県	68	オ・ラン県
70	オート・ソーヌ県	88	ヴォージュ県		
90	テリトワール・ドゥ・ベルフォール県				
 - ⑥ 父母の氏名： 外国人親の氏名は姓を先に、名は出生証明書の記載どおり省略せずにカタカナでお書きください。また、お子様の名前と同様、記号は使用できませんのでご注意ください。
 - ⑦ 戸籍の筆頭者が貴方様になっていない場合には、お子様の出生により新しい戸籍が編製されることになりますので、出生届の「その他」欄に、「子の出生により母と子について下記のとおり新戸籍を編製する」と記載し、新しい本籍地を決めたうえでお書き下さい。
- ※ お子様の出生が戸籍に記載されるまで約2か月かかります。その頃を見計らって戸籍謄本をお取り寄せになるなどして必ず確認してください。